

# 戦後中学校国語科教科書における「日本語の特質」に関する教材の史的展開

－「方言と共通語」に関する教材の場合－

米田 猛

Historical Development on the Characteristics of the Japanese Language in Postwar Junior High School Japanese Textbooks [a Case of Teaching Material on “Dialect and Common Language”]

Takeshi KOMEDA

E-mail: komeda@edu.u-toyama.ac.jp

## Abstract

This article aims to investigate the transition of the teaching materials on “dialect and common language” in postwar junior high school Japanese textbooks, and provides the following insights into future material development. 1 material development based on the change of dialect view. 2 material development based on a new conception of dialect. 3 a local edition of material development. 4 material development based on learners’ everyday language use. 5 material development for enjoying dialect

キーワード：戦後中学校国語教科書，言語教材，方言，共通語，日本語の特質

keywords：Postwar junior high school Japanese textbooks, linguistic materials, dialect, common language, characteristics of Japanese language

## 1 「方言と共通語」教材に関する指導研究の視野

本稿は、戦後中学校国語科教科書における「方言と共通語」に関連する教材（以下、『方言と共通語』に関連する教材）を『方言と共通語』教材」と略称する。）の史的展開を明らかにして、教材内容や指導方法上の課題を究明するとともに、それらを踏まえた今後の「方言と共通語」教材の在り方、学習指導の在り方を考究しようとするものである。

「方言と共通語」教材の指導研究にあたっては、次のような研究視野が必要である。

- (1) 指導者・学習者の方言観・共通語観の研究
- (2) 日本語学における「方言研究」の成果と「方言と共通語」教材との関連に関する研究
- (3) 「方言と共通語」教材に関する教科書教材史の研究
- (4) 「方言と共通語」教材に関する実践史・学習史の研究
- (5) 「方言と共通語」教材の教育論・指導論－目

標・教材・指導法等－に関する研究

本稿では、(1)及び(2)を視野に入れながら、(3)の「方言と共通語」教材に関する教科書教材史を中心に考究し、その史的展開から、「方言と共通語」教材の開発に資する知見を得て、教科書教材及び指導法改善の方向性を提案することを目的とする。

## 2 中学校国語科教科書における「方言と共通語」教材開発の課題

教材開発の必要性・重要性は、すべての教育活動において、言うまでもないことである。とりわけ、国語科における「方言と共通語」教材に関しては、内容の偏りや分量の減少等、次のような課題がある。

- ① 「方言と共通語の違い－主にアクセントや語彙－」「使い分けに関する心得」など、主として「知識」の習得に関する内容が多い。
- ② 分量に関しては、昨今は多く「コラム教材」として、教科書2～3ページを費やすだけで、結果的に①で述べた内容になってしまい、方言

と共通語との違いが生じる経緯を述べる説明文や、私たちの言語生活で、方言や共通語が果たす役割、その使用意図と使用効果などを考えさせる表現教材などは掲載しない。コラム教材が授業で扱われない事態さえ、起こっている。

方言が日常生活の中の生活語であることに鑑みると、学習者の言語生活の改善に役立つ「方言と共通語」教材の開発が必要であり、教科書以外の教材では、不十分と言わざるをえない。

そこで、中学校国語科教科書における「方言と共通語」教材の開発に関し、次のような視点をもつことが必要となる。

#### (1) 教科書記述の問題

- ① 方言の様態（方言間の異なり）として取り上げられる事項は「語彙」「アクセント」に偏っていないか。例えば、小林隆・篠崎晃一（2003）では、上記以外に「音韻」「文法」「待遇表現」などを示している。
- ② 方言の主たる概念を「地理的差異の表れ」として記述していないか。「社会的差異の表れ」（例：相手や場面、使用意図などの違いによる方言の使用・不使用など）としての方言は記述されているか。

#### (2) 教材開発の問題

- ① 学習者自身の使用する方言を教材にして、共通語との異同を考える教材が必要ではないか。全国版である教科書の限界を打破し、日常生活語である方言の特徴を生かすための教材開発が必要である。
- ② 方言の成り立ちや現代語との関連（方言と国語史）に言及する教材が必要ではないか。方言の中には、学習者が生活で使わないようなものもある。それらの中には、国語史の観点から「伝統的な言語文化」としての方言の扱いが可能になる場合がある。
- ③ 「新方言」等の新しい概念の方言を教材として取り扱い、「方言と共通語」教材の新分野を開発できないか。「新方言」は現在変化しつつある言語である。とりわけ、若い世代に使用が多いことから、学習者（特に、中学生や高校生）にとっては、自分の言語生活を意識する機会となる。

#### (3) 指導法の問題

- ① 「調べ学習」や「表現学習」として方言を

取り扱い、単なる知識習得の学習から脱却できないか。学習者自らが調査したり、調査したことを表現したりすることは、言語への意識を高め、言語に対する主体性を育成することにつながる。

- ② 音声教材の有効活用が必要ではないか。方言や共通語は主に話し言葉として認識される。特に、アクセントやイントネーションは音声教材でしか伝わらない。日本語学の「方言研究」では、多くの音声資料が蓄積されている。その活用は「方言と共通語」教材の開発にとって、貴重な材料となる。

### 3 学習指導要領及び指導書（解説）における「方言」「共通語」等の扱い

小学校学習指導要領・中学校学習指導要領を中心に、学習指導要領が「方言」「共通語（標準語）」の指導をどのように認識していたかをみることにする。（以下、引用中の下線は筆者。）

#### (1) 昭和22年版（試案）

この期では、「方言」は「避けるべきもの」として記述されている。例えば、第1章「まえがき」第2節「国語科学習指導の目標」では、「発達させるべき能力」として、

（二）なるべく、方言や、なまり、舌のもつれをなおして、標準語に近づける。

とあり、第3章「小学校四、五、六学年の国語科学習指導」第1節「話しかた」の「3 話しかた学習指導上注意すべき点」として、

（三）できるだけ、語法の正しいことばをつかひ、俗語または方言をさけるようにする。

とある。一方「標準語」については、第4章「中学校国語科学習指導」第2節「話しかた」の「3 目標」に

（一）標準語で話す。

とあり、第4節「読みかた」「一 一般目標」に

（四）正しい言語感覚をやしなひ、標準語を身に付ける。

とあるように、「標準語」を身に付けることを求めている。

#### (2) 昭和26年版（試案）

昭和26年版小学校学習指導要領（試案）では、周知のように「国語能力表」が示されている。「話すこと的能力」の第4学年に

4 方言を使わないで話すことができる。  
とあり、一方、「書くこと的能力（作文）」の第5学年に、

8 方言を区別して書くことができる。  
とある。

これを受けて、具体的な指導方法として、第3学年では、第7節の三の3に

(4) 教科書や、いろいろな読み物の文を読んだり、ラジオを聞いたりすることによって、自分の使っていることばの中に、幼児語・方言・なまり・野卑なことばなどのあることに気づかせ、だんだんとよいことばや、共通語を使わせていくようにする。

とあり、第4学年では、第8節の一の(二)（「この学年の具体的指導目標は何か」の項）に、

4 方言を使わないで話したり、自分の語法の誤りを認めることができるようにする。  
とある（第8節の三の(一)にも同様の記述）。

一方、第5学年では、第9節の一の(二)（「この学年の具体的指導目標は何か」の項）において、

7 適切な語を選んだり、方言を区別して書いたり、敬語を適切に使って文を書くことができるようにする。

とある（第9節の五の(一)にも同様の記述）。

「使わないで」と「区別して」の違いは判然としないが、おそらく「話しことば」では「方言」を使わないことを求め、「書きことば」でも、話しことばである「方言」を書きことばと区別して使わないことを求めているのではないか。

さらに、第6学年では、第10節の三（「話すことの学習指導はどうしたらよいか」）の(一)で、

6 正しい語法に基いた共通語を話し、俗語や方言はできるだけ避けるようにする。

とあって、昭和26年版小学校学習指導要領（試案）全体としては「方言」は避けるという方向の記述である。

以上の昭和22年版（試案）、昭和26年版（試案）に示された考え方は、当時の国語施策を色濃く反映しているものと推察できる。すなわち、第1期国語審議会の『国語審議会報告書—付 議事要録—』（昭和24年6月～27年4月、文部省）によれば、「話しことばの部会」の報告として、「(3)小学校および中学校における話しことば」に、

話しことばの教育上の最も密接な関係を有するものは方言の問題であるが、国語の教育は純正な話しことばを基礎として奨励するのがたてまえであるから、できるだけ方言を避けなければならない。しかし、各地方における国語教育の実際をみると、地方によっては、方言を無視することができない関係にあるので、これをいかに処理すべきかが重大な問題である。また映画・ラジオ・演劇・演芸方面においてもまた同様であるから、できるだけ純正な共通語の慣用を促したい。また作家としても、特に必要のある場合のほかは方言の駆使を避けることに協力されるよう希望する。

とあるとおり、国語施策として国語教育における「方言」の使用を避けることを求めている。

なお、昭和22年版では「標準語」と記述されていたのが、昭和26年版では「共通語」となっているのは、直接的には国立国語研究所（1951）の影響であろうが、安田敏朗（1999）の指摘するように、戦前すでに石黒魯平の共通語論<sup>1</sup>、遠藤熊吉の共通語論<sup>2</sup>があり、ともに用語「共通語」を使用していることも影響しているかもしれない。

一方、中学校学習指導要領においては、「三小学校・中学校・高等学校における国語学習指導の一般目標は何か」において、

今までは、国語は家庭や社会で自然に学ばれるもので、学校では生徒の言語の誤りを正し、特に話しことばにおける方言やなまりを正せばよい、ただ、読み書きの仕事は高い知的活動であるから、学校の系統的な学習指導は読み方と書き方と作文とに向けられなければならないと考えられていた。しかし、この考え方では、学校の国語教育の領域は非常に狭くなってしまうと述べながらも、第二章二の(五)では、

以上のような注意の中でも、各種の社会的場面において話をする機会を、学校生活中に与えてやるのが、特に重大である。そして、どんな地域の生徒たちも中学校を卒業するまでに、必要に応じて共通語を正しく使えるようにならないなければならない。

と述べ、学校教育における共通語指導を求めている。ここに言う「必要に応じて」は、次のような場合を指すものと考えられる。

すなわち、この昭和26年版中学校学習指導要

領を解説したと考えられる文部省（1954）『中学校高等学校学習指導法 国語科編』では、次の二つの指摘がある。一つは、

（略）こうした話の内容によることばの使いわけということは別にして考えてみても、すぐ気をつくことは、ことばづかい、言いまわしに、地域的な相違があることということである。

それゆえ、共通語（いわゆる標準語）の文法に従った言い方をすると、自分の言おうと思った内容自体よりもその言い方が相手の気にかかり、それが耳ざわりとなって、誤解を招いたり、あるいは、話が理解されなかったりすることがある。こんな場合には、自分では共通的な正しい言い方を知っている、内容を相手に伝えようという主眼から考えて、その言い方は適切ではなく、むしろ、その土地の言いまわし、ことばづかいに従わなければならないことにもなるわけである。（p.193）

とあるとおり、言語の機能である「伝達」という視点からの方言の使用の必要性を指摘している。

もう一つは、

このようなことばの遣いわけを産む要因のうち、たとえば、方言と共通語とは、地域的な広狭の差に基づいて分けられるものである。くだけた言い方とあらたまった言い方、書きことばと話しことば、というのは、それぞれの用いられる場合とか目的とかの違いに基づいて分けたものである。したがって、このいろいろの言い方は、すべてが単一の基準によって分類されたものではない。もし二つの基準を交錯して用いると、もっと複雑な分類が得られる。

すなわち、共通語のうちにも、あるいはくだけた言い方があり、あるいはかしこまった言い方がある。方言の中にも、それぞれの用途に応じ、くだけた言い方はもちろん、格式ばったあらたまった場合の言い方もある。（中略）

つまり、共通語、方言、くだけた言い方、あらたまった言い方、ていねいな言い方、といういろいろの違った言い方は、それぞれの場、それぞれの目的に応じて適切に使い分けられているかぎり、すべて正しいということができるのであって、場面を取り違え、この使いわけを誤っては、正しいことばの使い方といえないであろう。（p.196）

とあるとおり、場や目的によってことばの使い分けの必要性を強調し、その観点から方言の使用もあり得ることを認めている。この二つめの指摘について、弓予姿子（1996）は、「『方言と共通語』の二重言語生活を認めるもの」というとらえ方をしているが、筆者は、方言と共通語の差を、児玉忠（2005）の言う「地域的差異の表れ」から「社会的差異の表れ」を早くから示すものとして評価したいと考えている。つまり、「相手」「内容」「場面」「意図」等の差により、例えば、同じ相手でも、くだけた場では方言を使うのに、改まった場では方言を避けようとしたり、逆に、改まった場ではあるけれども、方言を意識的に使用することで、人間関係の円滑化や親近感の増大を図ったりすることがあり、このような言語使用は、目的や場、意図などに応じた使い分けと考えられる。

教科書の「方言」記述が、多くの場合「地理的差異」としての言語現象としてなされていることに鑑みると、この文部省（1954）の指摘は、現在の方言指導にも生かせる観点である。

さらに、同書には、高等学校の学習指導の例として「方言と共通語」（第1学年）が示され、話し合い・調査・報告の学習など、表現指導の題材として方言と共通語が取り上げられている（pp. 72-76）。特に、調査研究の内容として、

- ① 方言と共通語との長所・短所を調べて比較する。
- ② 郷土の方言を調べて共通語と比較する。
- ③ 共通語を身につける方法をくふうし実践する。

を示している。

コミュニケーションにおける方言と共通語の比較や、最終的に共通語を話せるようになることを目的としている点には違和感はあるが、方言調査を通して学習者の言語生活に踏み込んだ点は、今後の教材開発の視点として評価してもよいであろう。

### (3) 昭和33年版

小学校学習指導要領では「共通語」という語が、「全国に通用することば」という語に変化、表記されている。基本的には昭和26年版（試案）の考え方を受け継ぎ、「全国に通用することば」の使用を求めている。

例えば、第4学年では、2の末尾に

全国に通用することばで文章を書いたり、ま

た、話をしたりするように努めること」も望ましい。

とあり、第5学年のB、第6学年のBにも

(5) 全国に通用することばで書くようにすること。

(6) 必要な場合に全国に通用することばで話すこと。

とある。さらに、「第3 指導計画作成および学習指導の方針」には、

小学校の第6学年を終了するまでに、どのような地域においても、全国に通用することばで、一応聞いたり話したりすることができるようにする

とあるとおりである。ただし、文部省（1960）『小学校国語指導書』では、

第4学年では「全国に通用することばとその土地でしか使われないことばとの違いを理解すること」を指導のねらいとする。そのためには、土地の方言と共通語との対応についての意識を高めることが基礎となる。(p.42)

とし、また、共通語使用を求める第5・6学年についても、

児童の言語生活の全面を共通語でしぼるのではなく、校内放送や全校児童会などの、いわば改まった、公の場面をはじめとして、相手と時と場に応じて、共通語でも話すことができる能力を身につけさせるということである。(p.42)と述べて、昭和26年版学習指導要領（試案）で述べた「方言と共通語の使い分け」の考え方をよりいっそう分かりやすく示している。

一方、中学校学習指導要領では、第1学年の「2内容」において、(Bの(3))

オ 話しことばと書きことば、共通語と方言などのそれぞれの違いを考えさせる。

と示されており、共通語使用を従前の学習指導要領ほど強くは求めていない。これについて文部省（1960）『中学校国語指導書』では、

実際の談話なり、文章なりに現れたそれぞれの表現価値や、どういう話の場や文脈に用いられるかなどということについて考えさせる。(p.50)

として、初めて「表現価値」に触れている点が特筆される。すなわち、小学校での「方言と共通語との対応や使い分け」の学習の上に、中学校では、

方言や共通語の使用意図や使用効果にまで迫ることを示唆しているのである。

なお、具体的な指導のヒントとして、

その地方の方言調査、ことばのなまりの調査、人々の言語に対する意識や関心の程度、好ましいまたは好ましくない言語の習慣などの調査をすることは、国語の指導の生きた課題であり、言語生活の向上と言語への関心をもたせるのに役立つであろう。(p.64)

と述べ、方言が学習者の言語生活の中での生きた言語としての位置を占めることを示唆し、学習活動としての調査活動を示している。

(4) 昭和43（小学校）・44（中学校）年版

小学校学習指導要領では、第4学年の2の「A聞くこと、話すこと」に、

ウ 共通語と方言とでは違いがあることを理解し、また、必要な場合には共通語で話すようにすること。

とあるように、昭和33年版中学校学習指導要領に示されていた共通語と方言との「違い」について小学校でも意識させることを示している。また、中学校学習指導要領では、第1学年の2の「Dことばに関する事項」に、

オ 話しことばと書きことばとの関係、共通語と方言との関係など。

とある。また、第3の2に、

共通語については、適切に話すことができるようにすること。

とあり、「違い」が「関係」と変化している。

これらについて、文部省（1973）『小学校指導書国語編』では、

土地の方言と共通語との対応についての意識を高めることが基礎となる。（中略）しかし、方言には方言としての長所もあることを、合わせて指導することも大切となる。(pp.29-30)

と述べ、「方言と共通語との対応関係」とともに、初めて「方言としての長所」という文言を示した。

また、文部省（1970）『中学校指導書国語編』では、

共通語というのは、全国に広く共通するものとして使われる言語のことであって、それと、方言という地域性の強いものが、どのように違うか、どのように使い分けられるかを考えるのである。国語科の教育は、全体として共通語

によるのであるが、ここでは方言の矯正を主とするのではない。むしろ、共通語の必要性和同時に、方言の存在する意味を理解させることがたいせつであろう。

と述べて、「方言の存在する意味」という文言を初めて示した。小学校、中学校ともに、昭和33年版学習指導要領の「表現価値」や「使い分け」から一歩進んで、方言そのものの「長所」や「存在意義」に言及したことは、1990年以降の国語審議会報告（方言尊重、共通語と方言の共存）に先立つものとして、教育界が先行したものと受け止めることができる。

ここに至って、国語教育界で長く続いていた「共通語（標準語）獲得の教育」「方言矯正の教育」は、消滅したということになる。

#### (5) 昭和52年版

小学校学習指導要領及び指導書は昭和43年版を引き継ぎ「方言としての長所」「公の場における共通語の使用」を求めている。中学校学習指導要領及び指導書も同様で、「共通語と方言の違い」「共通語と方言の使い分け」「方言の存在する意味」の学習を求めている。

なお、この期の学習指導要領に関連して、特筆すべき資料として、文部省（1980）『中学校国語指導資料第2集 言語事項の学習指導』があげられる。その発刊は、昭和52年版学習指導要領に新設された〔言語事項〕の周知を意図したものと受け取れるが、その中に共通語と方言に関する次のような記述がある。

観点を通用範囲に置くと、「共通語・方言」という語彙的対立が考えられる。共通語と方言とが、今もなお価値の高低という感覚で意識されるきらいが残っている点については、正しい理解が得られるように指導する必要がある。大切なのはむしろ地域社会における対人的伝達には方言ほど有効なものではなく、地域性を離れた知的認識には共通語ほど有効なものはないという機能上の把握とともに、その文化的意義をも理解させることが望ましい。方言は、地域社会の生活感情を豊富にかかえこんだ語彙である。と同時に、地域感情を捨て去らなければならない場面もあることは、正しく理解されなければならない。（中略）共通語と方言とに関する語彙的自覚は、方言で生き生きと伝達し、共通語

でしっかり認識するという、理想的な二重言語生活の基盤となるものである。（pp.85-86）

ここに示されている「共通語と方言に対する見方」は、「地域差」「語彙的相違」であり、かなり一面的な見方と言わざるを得ない。なぜなら、両者の違いは単に「地域的な差異」のみではなく、前述した「社会的な差異」が存在するし、「語彙的差異」のみでなく、「音声的差異」「文法的差異」も存在する。ここで、「語彙的差異」を取り上げたのは、言葉のもつ「伝達機能」と「地域感情」とが顕在化するのが、語彙的側面であるという考えからであろう。

ただ、「二重言語生活」という文言が示すように、私たちの実質的な「言語生活」を国語教育でも追認した点で、評価できるものと考えられる。

#### (6) 平成元年版

中学校学習指導要領の第2学年〔言語事項〕において、

カ 共通語と方言の果たす役割などについて理解すること。

と、「果たす役割」という文言を初めて提示した。この文言が出現した背景について、文部省（1989）『中学校指導書国語編』では、

共通語とは、地域を越えて通じる言葉であり、方言とは、ある地域に限って使用される言葉である。通信・報道機関などの発達の影響で方言が変化する傾向が見受けられる現在、方言の存在する意味を改めて理解させる必要がある。そして、方言が担っている役割を理解させ、方言を尊重する気持ちをもたせるようにする。

方言は、人が生まれて最初に触れる言葉である。その人の生まれ育った土地の言葉である。そこで方言との関係において共通語の存在意義を理解させるようにしたい。日常の言語生活では、社会的、公的な場では共通語を使い、私的な親しい間柄では方言を使う、というように適切に使い分け、うるおいのある豊かな言語生活が営めるように心掛けさせたいものである。と述べている。通信等の発達による共通語の広がりとは逆に、方言の衰退が見られることに鑑み、「方言尊重」の時代に入ったこと示す記述である。ただし、「共通語、方言が果たす役割」については、記述がない。

一方、共通語と方言との使い分けを「社会的、

公的」「私的な親しい間柄」というふうに、方言の「社会的差異」を具体化した点が注目される。

(7) 平成10年版

中学校学習指導要領では、第2学年及び第3学年の〔言語事項〕で、

キ 共通語と方言の果たす役割などについて理解するとともに、敬語についての理解を深め生活の中で適切に使える（以下略）

とあり、平成元年版を引き継いでいる。文部省（1998）『中学校学習指導要領解説国語編』では、

共通語は、地域を越えて通じる言葉であり、方言は、ある地域に限って使用される言葉である。共通語を適切に使う能力は、現代社会のように情報化の進んだ社会では、相互の理解を進めるためには不可欠な能力である。また、公的な場での自己表現力を育成する立場からも、共通語を使いこなせるようにすることが重要である。

一方、方言は、生まれ育った地域の風土や文化とともに歴史的・社会的な伝統に裏付けられた言語である。その表現の豊かさと魅力は、情報化社会であるがゆえに、一層価値を高めているとも言える。方言が担っている役割を十分理解させ、方言を尊重する気持ちをもたせるようにしながら、共通語と方言とを場に応じて使い分けられるように指導することが大切である。と述べ、特に、方言の価値を「表現の豊かさと魅力」としている。これは、情報化社会の進展に伴う共通語の広がりの中の方言の希少価値という視点であり、「方言尊重」の考え方がよりいっそう強くなっている。

(8) 平成20年版

小学校学習指導要領で、従来〔言語事項〕にあった共通語・方言の記述が、第5学年及び第6学年の「A 話すこと・聞くこと」に移動し、

ウ 共通語と方言との違いを理解し、また、必要に応じて共通語で話すこと。

と示された。これについて、文部科学省（2008）『小学校学習指導要領解説国語編』では、

従前は〔言語事項〕に示していたが、話すこと・聞くことの実際の場面における重要性を考えて、「A 話すこと・聞くこと」に位置付けた。共通語と方言とを比較、対照させながら違いを理解し、それぞれの特質とよさを知り、共通語

を用いることが必要な場合を判断しながら話すことができるように指導することが大切である。と述べ、実際の言語生活における共通語・方言の学習を示唆している。

中学校学習指導要領は平成10年版を引き継いでいる。

(8) 学習指導要領における共通語・方言の扱いについての整理

以上のように、学習指導要領における共通語・方言の扱いは大きな変化をしてきた。以下のように整理できよう。

- ① 「共通語（標準語）教育」「方言矯正」の指導から、「共通語と方言との使い分け（二重言語生活）」を経て、「方言尊重」の指導へ。
- ② 「共通語と方言の違い」等の知識の指導から、実際の言語生活での場面に応じた「使い分け」の指導へ。
- ③ 方言のとらえ方として、単なる「地理的な差異」であるというとらえ方から、「社会的な差異」もあるというとらえ方へ。

なお、上記①について補足する。私たちの実際の言語生活は、そのほとんどが方言であり、共通語使用の場面はむしろ稀である。また、田中ゆかり（2011）が指摘するように、現代は「方言コスプレ」「方言おもちゃ化」の時代である。方言を絶滅危惧種扱いして尊重するような態度から、マスコミや若者の言語生活、果ては方言土産に至るまで、方言の価値を「楽しい」「かっこいい」とする時代—「方言を楽しむ」時代—である。

残念ながら、学習指導要領は、そこまでなかなか踏み込んだ記述には至らないが、今後の教材開発の視点として、ぜひ大事にしたいものである。

## 5 戦後中学校国語教科書における「方言と共通語」教材に関する史的展開

教科書は、当然のことながら学習指導要領改訂の影響を大きく受ける。そこで、下記のごとく、改訂された学習指導要領が全面実施された期間を手がかりとして、各期間の教材の特徴を探ってみる。（以下、引用中の下線は筆者。）

(1) 戦後～昭和36年

この期は、昭和22・26年版学習指導要領（試案）のもとに、多くの教科書会社が教科書を出版している。特徴として次のようなことが指摘でき

る。

- ① 「方言と標準語（共通語）」のような教材名で、「標準語（共通語）」を使用することの重要性・必要性を述べる説明的文章教材が多い。ただし、標準語（共通語）の重要性の強調度合いには差があり、また、方言に対する態度にも差がある。特に、方言について、学習指導要領では「使わない」「避ける」という態度がみられるのに対し、教科書では、次のような記述が見られる。（以下、【 】内では、該当の教科書の発行年、発行会社、教科書番号、教材名、教材筆者－署名がある場合－を示す。）

【昭和27年、光村857「方言と標準語（二）標準語について」】

■方言や特別なことばを使う方が、お互いの理解がこまかく深く行われて、かえって便利な場合が多いでしょう。

【昭和27年、二葉746「方言と標準語」】

■みなさんの方言－お国ことば－いなかのことば－も決してすててしまいなさいというのではありません。みなさんが、みなさんの土地の人たちと話をするときには、遠慮なく方言を使って話をしてもかまいません。

【昭和29年、開隆堂 7-719「共通語と地方語」】

■方言は悪いことばでもいやしたことばでもありません。

これらの教科書記述は、すでに共通語と方言との二重言語生活を認めるものであり、さらには、方言を単なる「地理的な差異」という視点だけでとらえるのではなく、言葉の伝達機能を重視した「相手」「内容」「場面」に応じた使用を認めるものであると考えられる。

- ② 標準語と共通語の定義について区別が曖昧な教材があり、教材名との食い違いを見せる教材もある。表1は、この期も含めた昭和46年までの単元・教材のうち、教材名に「共通語」「標準語」「方言」を含む読み物教材（コラム教材を除く）における「共通語」と「標準語」との関係を示したものである。

BとCについて詳述する。

Bは、例えば次のような記述である。

表1 「共通語」と「標準語」との関係記述

27	28	29	30	31	32	33	34	35	36……	41……	44
	A	A	A	A						A	
B		B	B				B	B			
			C		C	C	C		C	C	C
			D		D	D	D		D	D	D

- A: 「標準語」という用語のみで記述  
 B: 「標準語」＝「共通語」という概念で記述  
 C: 「共通語」→「標準語」という概念で記述  
 D: 「共通語」という用語のみで記述

【昭和34年、二葉 7-749「方言と標準語」】

■わたくしたちの生活には、書くことばだけでなく、話すことばにも、日本人ならだれにも通じることばがなければならない。

■そこで、標準語というものができたわけである。

■日本という標準語というのは、共通語といってもよい。

■標準語は、だいたいこの東京語をもとにして成り立ったことばだが東京語そのものではない。つまり、どこの方言というような特徴を持っていないものである。

Cは、例えば次のような記述である。

【昭和34年、日本書籍 8-897「方言と標準語」(高藤武馬)】

■共通語が必要になってくるわけです。

■現在、共通語として認められているのは、東京の教養のある中流家庭で使われていることばということになっています。

■この東京語に基づく共通語に、さらにみがきをかけて、より美しく、より合理的なものにしたのが標準語です。

■すなわち、標準語というのは、共通語からさらに精選されたものでなければなりません。

- ③ 東条操、藤原与一、柴田武、金田一春彦、岩淵悦太郎、柳田国男らの方言学者、国語学者、民俗学者の執筆が多い。特に柳田国男執筆の教材が目につき、例えば、【昭和25年 東京書籍713「あいさつのことば」】【昭和26年 日本書籍730「ことばの地理」】【昭和25年 教育図書「国語の成長」】【昭和26年 中教出版822「毎日の言葉」】などである。

【昭和26年 日本書籍730「ことばの地



理】は、「赤とんぼ」の方言を材料に、柳田の「方言圏論」を論じる本格的な説明文であり、方言と古語との関係にも迫る興味深いものである。「方言と共通語」教材における方言の記述は、往々にして、共時的に地理的な差異を比較する展開が多いが、柳田の本教材は、方言の成立に関わって、共時的な現象（方言の「地理的な差異」）を通時的な観点から説き明かしている点で、今後の「方言と共通語」教材の開発の視点を与えるものといえる。

- ④ 方言・標準語・共通語を話し言葉だけの問題とせず、書き言葉においてもその区別を言及する教材がある。

【昭和30年、二葉7-749「方言と標準語」】

■わたくしたちの生活には、書くことばだけでなく、話すことばにも、日本人ならだれにも通じることばがなければならない。

- ⑤ 方言を「古語の残存」の観点から論じた教材がある。例えば、

【昭和30年、大修館 8-833「方言と共通語（一）方言を調べる」（藤原与一）】

■たずね求めたものを、だんだんに比べてまとめると、国語の古い姿がわかってきます／昔から「古語は方言に残る。」と言われてきました

■国ことば・里ことばの、地方地方で違っている一大絵図は、私たちの国語の歴史を横写しにしたものです。

【昭和31年、中教出版 9-966「方言と標準語」（藤原与一）】

■古語を明らかにしたり、語原を知ったり、国語の変遷や歴史を知るために、方言の研究も行われるのである。

などである。これらの教材は、日常生活語である方言が、日本語の歴史の中に位置付けることが可能な言語として位置付けられており、学習者の言語認識をゆさぶるものである。

- (2) 昭和37年～昭和46年

この期は、昭和33年改訂の学習指導要領に基づく。特徴として次のようなことが指摘できる。

- ① 中学校学習指導要領において共通語・方言それぞれの「表現価値」や「文脈」について触れたことから、特に方言について、

・親しみ深い言葉

・地方の生活から作り上げられた、その地方に最もふさわしい便利な言葉

・家族や親友とは、自分の気持ちにぴったりの言葉で話したい

など、方言のよさ、長所を指摘する記述が見られる。

【昭和41年、筑摩書房8020「方言と共通語」（柴田武）】

■方言には、共通語でどうしても言い替えられないことばが出てきます。

■家族や親友とは、自分の気持ちにぴったりのことばで話したいものです。

■それには方言を使うよりほかありません。

【昭和44年、東京書籍9031「方言の話」（柴田武）】

■一概に方言が悪いことばだという理屈はありません。

■方言のほうが全般に、事がらの細かい感じをよく区別して出している。

■もし、事がらの細かい区別をするのがいいことばだと考えると、方言は悪いことばどころか、いいことばということになる。

- ② 共通語と方言の使用について、学習者にその「使い分け」を意識させる記述が見られる。それは、具体的には「使われる目的が違うことを知る」「場面により使い分ける」などという記述になる。

【昭和41年、筑摩書房8020「方言と共通語」（柴田武）】

■ただ、それは、家族や地域社会などの場面に限り、よその地域社会と話すときは、共通語を使うことが必要なのです。

■方言と共通語の両方を、場面で使い分けるのです。

- (3) 昭和47年～昭和55年

この期は、昭和43年（小学校）、昭和44年（中学校）改訂の学習指導要領に基づいている。特徴として次のようなことが指摘できる。

- ① (2)に示した時期（昭和37年～昭和46年）が「共通語と方言のそれぞれの違い」を意識したのに対し、「共通語と方言との関係」に重点を置くようになった。指導書ではそれを「どのように使い分けられるかを考える」と

示している。

② 中学校国語教科書の発行会社が6社になり、教材もより安定化の方向に進む。すなわち、方言と共通語に関する説明的文章とコラム教材に大別されるのである。

③ コラム教材では「くつろいだ場合には、方言を用い、改まった場面、よそゆきの場面では共通語を用いるという、ことばの使い分けをする時期が、今後も長く続くと思われる。」というふうな、方言を「地理的な差異」としてとらえる見方から、「社会的な差異」としてとらえる見方の記述が見られる。

④ この期で特筆されるのは、「砂糖の味をどう表現するか」という教材であった。方言学者・徳川宗賢によるものである。

本教材の優れた点は次のごとくである。

ア 方言発生の原因を一つに限定せず、いくつかの可能性を示したこと。

イ 方言周圏論に基づく方言発生の事例を2種類提示し、説得力を高めていること。

ウ 言葉の変化が食生活や食文化の変化と関連していることを推理したこと。

などがあげられる。コラム教材で簡単に知識・理解を与えようとする教材が多い中、方言を題材に取り上げ、「方言の発生」や「生活と方言とが密接な関係にあること」を、通時的に述べた興味ある教材である。

#### (4) 昭和56年～平成4年

この期は、昭和52年改訂の学習指導要領に基づいている。教科書会社は5社になった。特徴として次のようなことが指摘できる。

① 世の中に方言尊重の傾向が高まる中、それへの警鐘を鳴らす教材が提出された。

【昭和56年、学校図書704「方言と共通語」(加藤正信)】

■現代は、テレビの普及、交通の発達、移住などにより、全国どこにでも共通語が浸透し、方言が消えつつあるようです。

■ひと昔前は、方言に劣等感をもつこともありましたが、今はそんなこともすくなくなり、かえって、郷土の文化財として大切にされる風潮さえあります。

■ただ、消滅しそうだから保護するとか、珍しいから注目するとかいう、消極的な理

由だけからすると、方言が正当に評価されていることになりません。

■方言には、中央で滅びてしまった、由緒正しい古典語の残っていることも魅力のひとつです。

■けれども方言の本当の価値は、土地の人どうしが、くつろいだ場で、お互いの気持ちをしっかりと通じ合えるところにあります。

② コラム教材が続く中、「方言の息づかい」(川崎洋)という随筆教材が提出された。

この教材は、「思いやりの深さを表す方言」「より細かい程度を表すことのできる方言」を取り上げ、方言の豊かな表現力を感得させようとする教材であると考えられる。学習指導要領で「方言の存在する意味を理解させる」ことの大切さを指摘しているが、それに応じた教材と考えられる。そして、これ以後、方言のもつ情緒的な面に注目した随筆等が教材として増えてくることになる。

#### (5) 平成5年～平成13年

この期は、平成元年改訂の学習指導要領に基づく。特徴として次のようなことが指摘できる。

① コラム教材が相変わらず続く中、「方言のクッション」(俵万智)が提出された。

この教材は、大阪弁や福井弁を取り上げ、その表現の豊かさに言及したものである。これは中学校学習指導要領解説の説明する「方言が担っている役割を理解させ、方言を尊重する気持ちをもたせる」にふさわしい教材であった。教材中でも筆者自身が大阪弁や福井弁を自慢している一節があり、会話のクッションになる方言のよさを述べている。

② コラム教材の中で、大橋勝男氏執筆による「方言と共通語」が提出された。この教材には「ジャン言葉」が取り上げられている。「新方言」が教材文に示された最初の例ではなかろうか。

「新方言」は、井上史雄(1985)の提示した概念で、今でも、学習者の生活の中で起こっている「言語変化」である。「新方言」認定の条件は、

ア 若い世代に向けて使用者が増えている。

イ 共通語としては認められない語形である。

ウ 使用者自身も方言扱いをしている。  
の3つである。

この「新方言」は、「変化しつつある言葉の生態」としてとらえる視点、特に若い世代が、その発生や拡大に関与しているという視点から、注目される概念である。

【平成5年、学校図書802「方言と共通語」  
(大橋勝男)】

■「そうジャン。」(そうではないのですか？  
そうでしょう?)

皆さんの中には、仲間うちの言葉として、このジャン言葉を、きっと、軽やかに気分よく使っている人がいるだろう。しかし、これは、昭和四十年ごろ、わたしが関東の言葉調べに歩いていたころは、主として神奈川県の村や町でさかんに使われていた方言にすぎなかった。

③ さらに「地方共通語」という用語も提出されている。この用語は、柴田武(1958)が提案したものである<sup>3)</sup>。

【平成5年、学校図書802「方言と共通語」  
(大橋勝男)】

■「共通語」も、本来は特定方言を基盤としつつ、さまざまな地方の人々の間での暮らしの必要に合わせて、通じにくい部分を押しさえ、通じる部分を生かし、共通度を高めてきたものである。したがって、その地方の広がり度合いに応じてそれは諸種の段階のものがあり得ることになる。そのおのおのは、「地方共通語」という。その広がりの最も高まったものが「全国共通語」である。一般には、これを「共通語」と略称している。これが一種の標準語的な性格のものとして機能している。

(6) 平成14年～平成23年

この期は、平成10年改訂の学習指導要領に基づく。特徴として次のようなことが指摘できる。

① コラム教材は相変わらず続くが、少し変化も見られる。例えば『『こわいご飯』はおそろしい』では、方言地図を示しながら一通りの解説をしたあと、「やってみよう」というページで、自分の住んでいる地域の方言の「単語」「言い方」「アクセント」を調べさせる課題、「恐ろしい」の全国方言地図から

「気がついた」ことを話し合わせる課題、ことばの違いが生まれる理由を考える課題、「わたしたちの方言集」を作るなど、学習者自身の言語生活の中にある方言を意識させる学習へと導いている。

② 随筆教材「雪やこんこ、あられやこんこ」(佐々木瑞枝)では、留学生の「方言への興味」のあと、「研究報告書を作ろう」という表現単元の題材の一つに方言を取り上げる。

これらの背景には、方言研究の進展が大きく寄与していることが考えられる。すなわち、様々な観点からの方言地図の作成や、各地の方言調査から導かれる書く方言の特性等の成果が中学校の学習者に使いやすいように加工され、示すことができるようになったわけで、授業者としては、そのような資料を収集し活用する努力が肝要になる。

## 6 今後の「方言と共通語」教材開発の視点

戦後の中学校国語科教科書における「方言と共通語」教材を史的に概観し、そこから得た知見をもとに、今後の教材開発に生かせる視点として次の5点を指摘する。

(1) 「地理的な差異」としての方言観から「社会的な差異」としての方言観に基づく教材開発

方言が「地理的な差異の表れ」として認識されるのは当然のことである。その結果として、アクセントや語彙の異なりなどが、知識獲得の授業として展開されることにより、「方言と共通語」教材は、多くがコラム教材として掲載されることとなった。「方言と共通語」教材は、学習者の言語生活の再認識の立場に立ち、「社会的な差異の表れ」の観点から、特に方言が話される「場面」「相手との関係」「話す側の意図」「方言を話すことの効果と問題点」などの視点で、作成される必要がある。方言研究を含む社会言語学における「言語行動」の研究成果が活用できれば、単に「地理的な差異の表れ」としての方言から「社会的な差異の表れ」としての方言へと、教材のための題材選択の幅が広がることが期待される。

(2) 「新方言」「ネオ方言」などと呼ばれる新しい方言概念の活用による教材開発

渋谷孝(2007)は、「方言と共通語」教材作りについて、次のような提案をしている。

これからの方言の教材づくりは、従来のように方言の使用の際の心得についての解説である必要はない。言語の特徴を考える際の一つとしての、言語論の一つとしての「方言知識」でよいのだと考える。あるいは井上史雄氏の『変わる方言動く標準語』（2007 ちくま新書）などの新しい観点や調査方法、新見解なども新しい方言教材づくりの手がかりになるかもしれない。言語論の一つとして教材開発を進めるとき、「方言と共通語」教材では、学習者の言語生活にある題材でありたい。新方言は、その条件を満たし、変化しつつある言語現象である。言語の変化を実感できる題材とも言える。

### (3) 全国版である教科書の限界を突破する地域版の「方言と共通語」教材の開発

教科書は、日本全国どこでも使用可能である。逆にそのことが、「方言と共通語」教材の限界にもなる。

佐藤高司（2007）（2010）は、群馬県の方言を題材に教材を開発し、例えば「見よう」を学習者の日常生活の中ではどのように言うかを問うている。また、相手が異なる場合はどう言うかなど、「社会的な差異の違い」にも配慮のある教材である。米田猛・宮崎理恵（2014）では、富山県方言を活用した看板やポスターを題材に、共通語との比較検討を通して、方言の効果や存在意義を考える学習を展開した。学習者の日常語が方言であるという事実、学習者自身が気付いていないという授業後の学習者の感想は、地域版の「方言と共通語」教材の必要性を語っている。

### (4) 方言や共通語の知識を理解する受信型学習から、学習者の実際の言語生活を認識させる調査活動や表現活動による発信型学習に耐えうる教材開発

表現指導の題材としての「方言」の扱いは、早くからある。文部省（1954）では、話し合い・調査報告の題材として使用されている。その後、「方言」を題材とした表現指導は散見されるが、多くが自分たちの使用する方言調査やアンケートによる調査など、共時的な方言のとらえ方である。

奈良県国語教育研究協議会（2004）では、学習者の日常生活で使用する方言について調査させ、その結果を説明するという学習活動を行った。育成すべき能力としては「説明能力」を意図しているが、題材が「学習者の日常生活の中の方言」で

あったことが、題材への抵抗感をへらし、また、方言に対する新たな認識を育成することにつながっている。

中には、古語の残存と思われる方言が散見され、共時的な観点から通時的な観点で、日本語を観察することができている。これは、方言を「伝統的な言語文化」としてとらえる視点であり、方言が私たちの言語生活の日常語としてとらえる視点とは、異なるものである。

かつて【昭和30年、大修館 8-833「方言を調べる」（藤原与一）】では、方言調査の手法や実際の「方言採集手帳」を示すなどの教材を提出したが、学習者に示す学習方法として参考になるものである。

### (5) 方言尊重から方言を楽しむことのできる教材開発

方言に対する社会の態度の変化は、かつての「方言矯正」から「方言尊重」を経て「方言を楽しむ」時代になってきたことは、前述の田中ゆかり（2011）などで指摘されている。各地の土産物や店舗名、施設名などにも、方言をもじってつけたのが多く見受けられる。これらの現象は、方言を保存・尊重するというよりは、積極的に方言のもつ感覚や雰囲気を活用して、親しみや楽しさを感じさせるものとなっている。

佐藤亮一（2002）は、「お国ことばで聞く桃太郎」（付録 CD）を提示して、方言のもつ多様性を音声により提示した。

また、各地で方言イベント（例えば、NHK富山放送局は「富山弁で語るシンデレラ」を開催した）が開催されている。

浜本純逸（2005）は、全国の大学生が方言で書いた詩を提示し、その表現の豊かさを指摘している。同書の序文で、詩人の島田陽子は「各年代の教育の場で方言詩をとり入れる必要があるのではないだろうか。」とその効果を支持し、「詩を日常のことばで書いていいと知ったとき、彼ら（筆者注—子どもたち）は生き生きと表現してくれる。」と述べている。米田猛・宮崎理恵（2014）では、実際にその効果を確かめている。指導者には、このような教材開発に資する情報の収集が求められる。

※ 稿末の表 2 は、昭和24～平成23年発行の中学校国語教科書における「方言と共通語」教材を整理したものである。

- 1 本表は、国立教育政策研究所附属教育図書館・(財)教科書研究センター共編『中学校国語教科書内容索引－昭和24～61年度－』を基礎資料に、可能な限り教科書原本に当たり作成したものである。
- 2 表中、斜線は「方言と共通語」教材(コラム教材も含む)が当該教科書にないことを表す。また、(未見)は、教科書原本の未見を表す。
- 3 ABC……等のアルファベット記号は、1の資料に示されているそれと一致している。なお、昭和62年度以降の教科書については、資料に付された記号に準じて、筆者が付した。

### 【注】

- \*1 石黒魯平(1929)では、「通用の広い言語」と「内には地方色を脱した中世の言語、外には偉容を整へる正則の言語」という視点で、前者は共通語、後者は標準語と呼ぶのがよいとしている。(p.300)
- \*2 遠藤熊吉(1969)は、「標準語は言はゞ一の理想語、抽象語として吾等民族の軌範たるべきものである。従て、民族が之を、共通普遍に使用する意味に於て、共通語と呼べば一層よくその機能を示すことになるであらう。」と述べる。(p.135)
- \*3 柴田武(1958)では、方言と全国共通語の間に存在する、各地各様の共通語のこととされている。(pp.36-42)

### 【文献】

- ・石黒魯平(1929)『国語教育の基礎としての言語学』明治図書
- ・井上史雄(1985)『新しい日本語－《新方言》の分布と変化－』明治書院
- ・今村かほる(2004)「学習指導要領と小学校教科書に見る方言と共通語(1)－昭和22年版(試案)から昭和26年版改訂版まで－」『弘学大語文』30
- ・今村かほる(2005)「学習指導要領と小学校教科書に見る方言と共通語(2)－昭和33年版－」『弘学大語文』31
- ・今村かほる(2008)「学習指導要領と小学校教科書に見る方言と共通語(3)－昭和43年版－」『弘学大語文』34
- ・遠藤熊吉(1969)『言語教育の理論及び實際(稿本1930)』遠藤熊吉先生顕彰会、井上敏夫他編(1975)『近代国語教育論大系』10所収、光村図書
- ・国立国語研究所(1951)『言語生活の実態』秀英出版
- ・児玉忠(2005)「方言観の刷新による新しい方言学習の構想－「地理的差異の表れ」としての方言から「社会的差異の表れ」としての方言へ－」日本国語教育学会『月刊国語教育研究』393
- ・小林隆・篠崎晃一(2003)『ガイドブック 方言研究』ひつじ書房
- ・米田猛・宮崎理恵(2014)「中学校国語科における言語単元の開発－「方言」を扱う単元の場合－」『富山大学人間発達科学研究実践総合センター紀要教育実践研究』第8号
- ・佐藤高司(2007)「自校独自教材『方言と共通語』作成のすすめ－群馬県内全小学校・国語部会の先生方への提案－」『共愛学園前橋国際大学論集』第7号
- ・佐藤高司(2010)「各都道府県版『方言と共通語』教材開発・作成のすすめ－方言研究の国語教育への貢献として－」『共愛学園前橋国際大学論集』第10号
- ・佐藤亮一(2002)『お国ことばを知る 方言の地図帳』小学館
- ・柴田武(1958)『日本の方言』(岩波書店)
- ・渋谷孝(2007)「方言による『村起こし』と蒸気機関車に乗る『イベント』」『教育科学国語教育』No.686 明治図書
- ・田中ゆかり(2011)『「方言コスプレ」の時代ニセ関西弁から龍馬語まで』岩波書店
- ・奈良県国語教育研究協議会(2004)『表現指導音声言語授業分析研究(3)－説明能力育成指導の研究－ 単元「御杖村の方言探検(中学)」』
- ・浜本純逸(2005)『現代若者方言詩集－けっぱれ、ちゅら日本語』大修館書店
- ・文部省(1954)『中学校高等学校学習指導法 国語科編』
- ・安田敏朗(1999)『〈国語〉と〈方言〉のあいだ言語構築の政治学』人文書院
- ・弓予姿子(1996)「戦後中学校国語教科書における言語教材の研究－方言・共通語・標準語教材について－」横浜国大国語教育研究 5

(2016年5月20日受付)

(2016年7月11日受理)

表2 戦後中学校国語教科書における「方言と共通語」教材の変遷（昭和24年～平成23年）

	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
1 日書	A 730ことばの地理 赤とんぼ(柳田国男) 923国語の諸問題 (谷川徹三)		B 739ことばの地理 赤とんぼ(柳田国男) 936国語の諸問題 (谷川徹三)		C 8-809方言と標準語(高藤武馬)										E 8006方言と標準語 (高藤武馬)		F 8021方言・共通語・標準語 (高藤武馬) 「火にあたる」と「日にあたる」 (金田一春彦)		G 8034方言・共通語・標準語 (高藤武馬) 「火にあたる」と「日にあたる」 (金田一春彦)		H 802方言・共通語・標準語 (高藤武馬)		I 811方言・共通語・標準語 (高藤武馬)						
														D 8-897方言と標準語 (高藤武馬)															
2 東書	A: A 713土地とことば あいさつのことば(柳田国男) 野鳥の名(中西悟堂)				C 9-970方言と共通語 (岩淵悦太郎)				D A-909方言と共通語(岩淵悦太郎)				E 9014方言の話 (柴田武)		F 9025方言の話(柴田武)		G 9031方言の話(柴田武)		H 704方言と共通語(コラム)		I 707方言と共通語(コラム)								
	B 748あいさつのことば(柳田国男) 792あいさつのことば(柳田国男) 989これからの国語(柳田国男) 日本語の特色																												
3 大書														A 7017方言と共通語(コラム)		B(未見)													
4 大日本														A: A 7001方言と共通語(柴田武) B 8012共通語と方言															
5 中教	A 822毎日の言葉				D 8-862毎日のことば (柳田国男) 9-966方言と標準語 【ことばの研究】				敬一君の約束(柴田武) 東西のことば(藤原与一)																				
	B 749言葉の旅 (塩田紀和) 844毎日の言葉 (柳田国男)				E 8-894毎日のことば (柳田国男) 津軽のことばで(今 官一) 集団のことば(柴田武)																								
6 教図	A 910国語の成長 (柳田国男)				E 7-753標準語と方言 (金田一春彦)																								
	B 948国語の成長(柳田国男)				F 9-987方言と標準語																								
	C 752その場に合わせる (藤原与一) これからの国語生活				G(未見)																								
	D 780標準語と方言 (金田一春彦)																												
7 実教	A 8-820ことばのひろがり方 (藤原与一) 9-923ことばの旅(塩田紀和) 9-923買い物ことば(柳田国男)				B 8-852ことばの広がりがり方 (藤原与一) B 9-954ことばの旅(塩田紀和) 9-954買い物ことば(柳田国男)																								
	A B				C 7-719共通語と地方語				E 7013地方語と共通語(上甲幹一)																				
9 開隆堂					D: D A-706地方語と共通語 8-898山の背比べ(柳田国男)																								
	A B				F 9-913方言と標準語				K 8002方言と共通語		L 7018方言と共通語		M 7028方言と共通語		N 701共通語と方言		O 708共通語と方言												
11 学図	A B		D		F 9-913方言と標準語		K 8002方言と共通語		L 7018方言と共通語		M 7028方言と共通語		N 701共通語と方言		O 708共通語と方言														
	B 743共通語		D 783共通語																										
	C G				E(未見) H				I 8-864方言と共通語																				
12 二葉	A B				D 776東ことばと西ことば (編者) 方言「ことばとうたともののがたり」 標準語(編者)				F A-801わかりよいことば (藤原与一)																				
	C 方言と標準語 (1)東ことばと西ことば (2)方言 (3)標準語				E 7-749書くことばと話すことば (藤原与一) 方言と標準語 ことわざの話 (柳田国男)																								



	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52																						
13秀英	A 706現代の語感			C																																															
	B 736 現代語の語感			D 863標準語と方言 (1)あいさつのことば(柳田国男) (2)標準語の育成(白石大二)																																															
15三省堂	A			D 7-739かまきり			I			K			M			N			O																																
	B 934故郷のことば			E 7-785ことばの行き違い			J			L 7027わが家のことば																																									
17教出	C			869「かった」と「かりた」 (武雄たちの疑問)			G			F(未見)																																									
	A			B 9-957 国語の将来(柳田国男)			C 9-984 国語の将来(柳田国男)			D 7011方言の研究(生徒作品)			H 806方言と共通語(柴田武)			I 812方言と共通語(柴田武)																																			
22愛育社	A			A 7-729わたくしたちの国語 (藤原与一) 9-926話しても書いても																																															
	A 896発音の歴史 (藤原与一) 毎日のことば (柳田国男)																																																		
23修文館	A			C			H			I			J			K 805方言と共通語(コラム)			L 809方言と共通語(コラム)																																
	B 857方言と標準語 (1)方言について (2)標準語について			D 8-829方言と標準語																																															
38光村	E			F																																															
	G(未見)																																																		
49市ヶ谷	A 734ことばの旅 (塩田紀和)																																																		
	A			D 8-886 (一)ことばと環境(森末義彰) (二)方言から標準語へ (三)発音・アクセント			E 8005方言と共通語 (野元菊雄)																																												
50大修館	B 758話しことばと書きことば 851図書館の利用 (2)方言を調べに 851標準語と方言 (1)赤とんぼ(柳田国男) (2)方言より標準語へ			C 8-833方言を調べる (藤原与一) 8-833方言と標準語 発音・アクセント																																															
	A 859方言と標準語			B 880方言と標準語																																															
87東陽	C 784ことばの旅(塩田紀和)																																																		
	A 8-874方言と標準語 (柴田武)			B 8004方言と共通語			C 8020方言と共通語(柴田武)			D 8030方言と共通語(柴田武)																																									
143筑摩書房																																																			



